

避難確保計画作成 Q & A

《水防法等について》

Q 要配慮者利用施設とは

A 社会福祉施設・学校・医療施設などをその他の主として防災上の配慮（避難に時間がかかるなど）を要する人が利用する施設です。

Q なぜ避難確保計画を作成しなければならないのか

A 平成 29 年 6 月 19 日付けで水防法及び土砂災害防止法が改正され、要配慮者利用施設は作成を義務付けられたためです。

Q 一つの建物に複数の要配慮者利用施設が存在する場合、どのように作成すればよいか

A 基本的にはそれぞれの要配慮者利用施設の所有者又は管理者に避難確保計画の作成等が必要であると考えておりますが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合などに複数施設を一体として所有者が避難確保計画の作成等を行うことや、各施設の管理者が合同して避難確保計画を作成することも可能です。避難時の職員体制などが異なる場合は別々の作成を作成してください。

Q 洪水・土砂災害避難確保計画を既に作成している場合も新たに作成しなければならないのか

A 今回求めている項目を満たしている場合は新たな計画の作成は不要です。不足している項目がある場合はその部分を追記して提出してください。

Q 避難訓練を実施した旨を市町村に報告する必要があるのか

A 訓練の実施は義務ですが、訓練の実施報告は法律上義務付けられていません。米沢市より定期的に訓練実施について確認を取らせていただきますので、ご回答願います。

Q 避難確保計画を作成しない施設への「指示」及び「公表」はどのように行うのか

A 期限を定めて避難確保計画を作成することを求める「指示」を行い、さらに「指示」後に一定期間経過後も同計画を作成しない施設についてはその施設名をホームページ等で公表する可能性があります。

《作成について》

Q 避難確保計画のどの部分を作成・提出すればよいか

A 項目 1～15 について作成し、項目 1～9 を市町村へ提出してください。（10～15 は提出不要です）

また自衛水防組織を設置する場合は項目の別添、別紙 1、2 を作成し、米沢市へ提出してください。

Q 自衛水防組織とは何か

A 各施設の従業員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統括管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、施設利用者等の避難誘導や施設への浸水防止活動を行うものです。

Q 自衛水防組織にある管理権限者・統括管理者とはだれを指すのか

A 管理権限者は各施設の所有者・管理者のことです。多数の人を収容する施設等の防火管理等について権限を有する人です。

統括管理者は管理権限者が定めた人です。自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう指揮、命令、監督等の権限を有します。

Q 施設の状況において人数を記載する欄があるが、昼間の時間帯と夜間の時間帯は具体的に何時か

A それぞれの時間は細かく設定していません。日勤・夜勤等の体制がある場合は、それぞれの人数と勤務時間を記載してください。なお、夜勤等がない場合は、昼間の時間帯に人数等を記載してください。

Q 避難経路図作成において垂直避難を選択する場合でも作成が必要か

A 垂直避難が可能であり、垂直避難を選択する場合は作成不要です。

Q 垂直避難はどのような場合に可能なのか

A まず、土砂災害の場合、垂直避難は不可能です。

洪水時において、以下の 3 つの条件が当てはまる場合にのみ垂直避難が可能です。

- ① 建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがないこと。
- ② 建物上層階の高さと洪水時に想定される浸水深を比較し、建物上層階が浸水しないこと。
- ③ 全ての避難者を建物上層階に収容できること。

Q 避難場所はどのように決めればよいか

A 移動時間が短い近くの避難場所で、浸水しない避難所を選択してください。避難所は「防災マップ（米沢市 HP 掲載）」で確認できます。

Q 避難経路はどのように決めればよいか

A 防災マップ等で浸水により想定される深さが浅いルートを選択してください。（※避難経路を作成の上で、不明点があれば市危機管理室に相談してください。）

Q 防災体制についてどのように記載したらよいか

A 見本は最低限の確認項目を記載してあります。見本と同等以上となるように記載ください。

Q 情報収集・伝達について何を選択したらよいか

A 見本では主な収集方法が記載されているので、その中から選択ください。複数の方法を選択されることが望ましいです。

Q 資器材の整備について何を準備したらよいか

A 様式を参考に避難する時を想定し必要な準備をお願いします。

Q 防災教育・訓練について毎年実施しなければならないか

A 水防法により年に1度以上、訓練行うことが義務付けられています。